

会 議 録

1 会議名

平成29年度第3回有田区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

【協議事項】

自主的審議事項について（公開）

【自主的審議事項】

新設小学校開校後の小猿屋小学校跡地の有効活用について（公開）

3 開催日時

平成29年11月7日（火）午後1時30分から午後2時33分

4 開催場所

上越市カルチャーセンター 研修室

5 傍聴人の数

1人

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く）氏名（敬称略）

- ・ 委 員： 熊木敏夫（会長）、秋山千恵子（副会長）、青木ユキ子（副会長）、
飯塚徳雄、牛木幸一、大原久雄、樺沢早苗、栗間良子、高橋邦夫、
高橋秀樹、中川 清、野島賢一、長谷川陽一、山崎栄一（欠席2名）
- ・ 事務局： 北部まちづくりセンター：滝澤センター長、荒木係長、千田主事

8 発言の内容

【滝澤センター長】

- ・ 会議の開会を宣言
- ・ 上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告

【熊木会長】

- ・ 挨拶
- ・ 会議録の確認：高橋邦夫委員、高橋秀樹委員に依頼

議題【協議事項】 自主的審議事項について、事務局へ説明を求める。

【荒木係長】

このたび、栗間委員から、「有田区地域協議会自主的審議事項に係る提案書」が提出された。

本日は提案者である栗間委員から提案の内容について説明を受けた後、この件について、自主的審議事項とするかどうか、協議いただきたい。

【熊木会長】

それでは、栗間委員へ説明をお願いします。

【栗間委員】

最初に当案件に時間を割いていただいたことにお礼を申し上げる。

提案させていただいた「春日新田公園内の東屋設置について」に関しては、私が昨年からは取り組んでいるが、現在暗礁に乗り上げている状態である。その間、多くの皆様との出会いがあり、それは私にとってまたとない機会であった。

資料No.1の1ページ目の下から5行目に記載があるが、今回の提案に対して、都市整備課から町内会と意見相違との指摘があった。

「要望書」（資料：別紙）を提出する前に、地域活動支援事業に提案しようと考えていたが、東屋設置後の維持管理が提案団体に掛かってくるということが分かったので地域活動支援事業の提案は取り下げた。協議会委員をしている知り合いからも「行政へ個別案件として要望すれば維持管理責任は行政が帰属するものとして具体化される道がある」ということを聞き、意を決して要望活動に踏み切ったものである。

昨年9月、都市整備課へ要望書を提出した。該当場所は3町内が関わっているということで春日新田1丁目、港南町の町内会長からは署名をいただいたが、春日新田5丁目の町内会長は新しく町内会長になられたばかりで責任が取れないということで署名をいただけなかった。

春日新田5丁目の署名がないということで市議会議員、小学校校長、2つの保育園長から署名をいただき、要望書には該当町内に住んでいる113名からの署名、住宅地図を付けて提出した。

行政書士からは要望書の内容について、全く問題はないということをおっしゃっていただき、支援とアドバイスをいただいた。

春日新田公園内には、以前、「パーゴラ」が建っていたが、壊れてしまったとのこと。

町内会に小学校長を定年された人がいるが、その人からも東屋の建設については賛成されている。

今回の問題は、署名をいただけないということではなく、維持管理の責任問題が重要だと思っている。都市整備課へも何度も足を運んでいるが、いつも平行線のまま終わってしまう。

私はこれまでできることはやってきた。当提案に対し協議していただきたい。よろしく願います。

【熊木会長】

栗間委員の説明に対し、意見や質問等はあるか。

【中川委員】

やはり維持管理が一番重要になってくると思っている。その辺はどう考えているのか。

【栗間委員】

私としては都市整備課にお願いしたいと思っているが、設置に対して「町内会との意見相違があるのではないか」ということで片付けられてしまった。

【大原委員】

当案件については、以前も話し合いをしたが、その際に「有田区地域協議会の性格上、審議する案件ではない」という結論が出ている。それを承知の上で改めて提案されたということか。

【栗間委員】

そうである。

3, 0 0 0坪の公園に一町内で東屋を建てるというのは例がないと思っている。小さな町内の公園に小さな東屋が建っているというのが現状だと思う。そもそも地域活動支援事業を活用し建てようとしたことが無謀だったと思っている。しかし、東屋の件は、地域住民が願っているので実現させたいと思い要望書を提出した。提出の際も、「有田区地域協議会委員 栗間良子」として提出する予定だったが、都市整備課からは地域協議会委員個人での要望活動はふさわしくないとされた。その点も行政書士に聞いたら「有田区地域協議会委員 栗間良子」で提出しても何の問題もないと言われた。

【熊木会長】

「地域協議会」というのは、地域の問題を審議したり、意見を出し合ったりして協議していく会である。方向性を出すことはできるが、物事を進める立場ではないため、実

行部隊にはなれず、具体化する組織でもない。行政書士は法的な立場で言っているのかもしれないが、市とすれば当然の判断である。

【高橋秀樹委員】

提案書に「町内住民113世帯の賛同を受け」と記載されているが、春日新田公園に関わっているのは何世帯なのか。

【栗間委員】

約330世帯である。

【野島委員】

それは、春日新田5丁目町内会だけではないか。

【栗間委員】

そうである。

【野島委員】

関係する町内は3町内あるが、3町内全ての世帯に確認したわけではないのではないか。

【高橋秀樹委員】

提案する前の段階で、関係する3町内から了承を得ないと提案できないのではないかと。3町内の規模数から言っても賛同が「113世帯」というのは少ないと思っている。

そして、町内会長から押印してもらったというのも、町内会長として印鑑を押すというのは役員会や総会等を経ないと押せない。また、先ほどの説明の中でも「小学校校長に署名をいただいた」と言っていたが、小学校校長は春日新田の町内会とは関係ない。

【栗間委員】

だが、小学校に通っている児童は春日新田の子ども達である。

【高橋秀樹委員】

それが、栗間委員が提案している内容からずれている。町内会や子ども達から広く使ってもらいたいと言っているが、それがずれてしまうと、どこが主体となって提案しているのか分からない。

では、どのような形が良いのかとなると、3町内会の代表等で組織を作り、その中で審議してから提案したほうが良いのではないかと。今の説明だと東屋を造ることについては認可されているように聞こえてしまう。東屋を建てたい気持ちは分かるが、そのためには近隣町内から当案件について総会等で話し合っただき、賛同を得ることが重要

である。個別に署名を集めても提案の対象にならない。

【栗間委員】

個人に対して署名は集めていない。

【高橋秀樹委員】

そうすると先程の説明と整合が取れていないのではないか。

【栗間委員】

各家庭を訪問し「春日新田公園に東屋を建てることに対してどう思うか」という話を聞きに行き、春日新田5丁目の町内会長に対して、賛同をいただいた人たちの書類と要望書等をお渡ししたが、春日新田5丁目の町内会長からは賛同をいただけなかった。

【高橋秀樹委員】

せっかく頑張っていたいただいても、町内会を巻き込まないと市が要望として検討することは難しいのではないか。

まずは、町内会の賛同を得て組織を作った上で、初めて維持管理の問題について話し合いをし、その結果に基づいて共同提案として市へ要望書を提出しないと、当提案は机上にも乗らないと思っている。

【栗間委員】

春日新田5丁目の町内会長からは了承いただけなかったが、港南町と春日新田1丁目の町内会長からはすぐに了承をいただいた。

【熊木会長】

内容を正確に発言していただきたいので栗間委員に確認したい。印鑑にも私印と公印がある。両町内会長からは町内会長の公印をいただいているのか。

【栗間委員】

私印をいただいている。

【熊木会長】

町内会長が町内会の公印を押すのは町内会全体の総意で決定したものにしか押印しない。今回の署名には私印を押印しているということなので、町内会長として賛同したのではなく、個人として賛同したということだと思う。

【高橋秀樹委員】

東屋設置を市から検討してもらうためには、町内会の賛同の上、町内会長印を押印した同意書みたいなものがあって提案しないと難しい。

まずは、町内会長へ説明し、町内会長印をいただいてから初めてスタート台に立つということになる。

【大原委員】

関係する町内会を巻き込んで同意を貰い、関係町内で組織を作って市へ要望したほうが良いのではないかと。

町内会が市へ要望する時は、総会を開いて「町内会としてこうしてもらいたい」という話し合いをし、町内会として要望を出している。今回の件は、そういう性格のものだと思うので、何故、町内会ではなく地域協議会で話しているのかが分からない。

【牛木委員】

今までの話を聞いていると、提案する際のやり方に問題があるのではないかと感じている。そして、地域を含めて東屋が必要なのかという議論があまり為されていない。

やり方の問題と東屋の必要性については別々にして考える必要があると感じている。

【栗間委員】

地域活動支援事業で提案しようとした際は5名以上の団体から提案する予定だった。今回は「有田区地域協議会委員」ではなく、個人名で要望させていただいた。

【大原委員】

地域協議会で自主的審議事項として審議をしていくことになったとしたら、どのように進めて行くのかのイメージがわからない。現在、自主的審議事項として審議している小猿屋小学校の件は、最終段階に入り、今度は町内会長協議会を巻き込んで行動をしようとしている。

今回の提案については、もっと身近な人を巻き込み、町内会で行動をしないのか。そうしないと自主的審議として取り扱ったとしても最後の詰めの段階になった時にどのように結論付けるのかが分からない。

【栗間委員】

町内会として春日新田公園を使っているのは年一回の納涼会だけなので、関係町内会というよりも、地域全体として考え東屋を提案したいと考えた。

【高橋秀樹委員】

それはスタンスとしておかしいのではないかと。関係町内会で維持管理も含め自主的に取り組んでいこうという意識がないと難しい。利用している人のことを考えて東屋を設置したいとなったら、どこまでが範囲か分からなくなる。

【野島委員】

春日新田公園の所有者は誰なのか。

【栗間委員】

市である。

【野島委員】

では、市から管理を委託している町内はどこか。

【栗間委員】

市の都市整備課がどこかへ委託しているのではないか。

【野島委員】

私の町内にも市が管理している公園があるが、市から管理費をいただき町内で草刈り等をしている。私が言いたいのは、春日新田5丁目の理解がない中で、地域協議会へ案件を持ってきても困ってしまう。

【熊木会長】

このまま話をしても結論が出ないように思う。何故かと言うと、不確定な部分が多いからである。東屋の設置に関して言えば私も賛同はしたい。ないよりあったほうが良いのは分かっている。ただ、有田地区全体で公園は30か所以上ある。有田地区にとって何が必要か、何が最良なのかということ、議題が挙がってきた時に一つだけではなく、各公園の規模によってどのようなものが必要かを考えることが我々の立場なのではないかと思っている。一つの公園に何が何でも設置したいというだけでは困る。市の見解について、事務局で何か聞いているか。

【荒木係長】

提案書にも記載されているとおり、東屋設置について、春日新田5丁目町内会とは意見相違があるということである。

【熊木会長】

市では要望書を受け付けるが、前段である町内会からの総意がないと要望として検討することは難しいということだと思う。一人ひとりの要望を聞いていたら仕事が進まなくなるので、多くの住民が「東屋が必要だ」という意思総意を町内会が市へ代弁するという流れでやっている。

先ほども言ったように有田区全体における公園の環境作りというテーマであれば審議する余地はあったかと思うが、個別案件になる場合は、地元で話し合いをしていただけ

ればありがたいというのが地域協議会としての考えである。

【栗間委員】

署名の件については、都市整備課から賛同者の署名は要望書提出の条件ではないと言われたので、113名の方からは署名をいただかず、ただ賛同していただいたということで提出した。

【高橋秀樹委員】

ベースとして署名があったとしても、町内会全体の賛同を得ないと進めない。まずはそこを理解していただきたい。

そして、今回「自主的審議に係る提案書」を栗間委員から出していただいた。以前の協議会で「地域協議会で審議する案件ではない」という結論を出したかと思うが再度提案されている。地域協議会に何を求めているのか。

【栗間委員】

地域活動支援事業で提案すると維持管理は提案者になるが、市へ要望すると市が維持管理をすることになる。高田区地域協議会委員に知り合いがいるが、自主的審議事項として提案してみてもどうかと言われ、自主的審議事項として提案させていただいた。

【高橋秀樹委員】

自主的審議で何を審議してほしいのか分からなかった。そして、以前の地域協議会で審議する案件ではないという結論に対しての解釈自体を勘違いしているのだと思う。維持管理の問題ではなく、東屋を建てることについて、春日新田公園は市の管理なので市に提案したらどうかという結論だったかと思う。維持管理の問題ではなく、まずは設置するところからスタートしていただきたい。

【熊木会長】

当提案については着地点がないと思っているが、今までの議論等を踏まえ、提案に対し採決を取りたいと思う。

- ・採決の結果、賛成する委員が少数のため、自主的審議事項には取り上げないことで委員から賛同を得る。

この件は、これで終了とする。

続いて【自主的審議事項】新設小学校開校後の小猿屋小学校跡地の有効活用について、事務局へ説明を求める。

【荒木係長】

先回の地域協議会において、自主審議事項「小猿屋小学校跡地の有効活用について」、今後、跡地の活用を地域で担う必要があることを考える中で、実際、活用に当たっては、地域協議会は実行組織になれないため、実行組織として町内会長協議会で活用を検討していくことを、町内会長協議会に提案することを決定したところである。

決定した内容について、10月12日（木）の有田地区町内会長協議会に、地域協議会の会長、副会長が出席し提案していただいたので報告する。

- ・資料No.2「自主的審議事項『新設小学校開校後の小猿屋小学校跡地の有効活用について』今後の進め方について」に基づき説明

【熊木会長】

町内会長協議会総会において、町内会長の中からメンバーを決め、そのメンバーが検討を進めていくということの承認を得た。

- ・検討メンバーを報告

町内会長協議会で動きがあり次第、事務局や地域協議会に伝えていきたいと思っている。

市との話し合いの日程については日程調整をして近々に話し合いの場を設けたいと思っている。

- ・これについての意見等はなかったため終了とする。

次に「その他」について、事務局へ説明を求める。

【荒木係長】

- ・次回協議会の事務局案を説明

【熊木会長】

— 日程調整 —

- ・次回協議会：12月4日（月）
- ・会議の閉会を宣言

9 問合せ先

自治・市民環境部 自治・地域振興課 北部まちづくりセンター

TEL：025-531-1337

E-mail：hokubu-machi@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。